

第 41 回中山間地域等総合対策検討会 議事録

農林水産省 農村振興局中山間地域振興課

第 41 回 中山間地域等総合対策検討会概要

- 1 . 日 時：平成 21 年 8 月 6 日（木）10:00～12:00
- 2 . 場 所：農林水産省 第 1 特別会議室
- 3 . 出席者：佐藤座長、小田切委員、近藤委員、玉沖委員、内藤委員、村田委員、守友委員、大楽専門委員、中越専門委員、農村振興局長、農村政策部長、整備部長、農地資源課長、中山間地域振興課長、中山間整備推進室長、課長補佐（直接支払業務班）
- 4 . 議題
 - （ 1 ）中山間地域等直接支払制度の最終評価（案）について
 - （ 2 ）中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（案）について
- 5 . 配布資料
 - 資料 1 - 1 中山間地域等直接支払制度の最終評価（案）
 - 資料 1 - 2 中山間地域等直接支払制度の最終評価 - 参考資料 -
 - 資料 2 中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（案）
 - 参考 中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（素案）
（ 第40回資料からの修正箇所を明示 ）

○**課長補佐** 皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第41回中山間地域等総合対策検討会を開催いたします。

私は司会進行を務めさせていただきます中山間地域振興課の宮川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、検討会に先立ちまして、吉村農村振興局長からごあいさつをさせていただきます。

○**農村振興局長** おはようございます。第41回の中山間地域等総合対策検討会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、また暑くなってきたところをご参集いただきまして、ありがとうございます。

この検討会は、ここのところ非常に集中的にご議論をいただいております。委員の皆さんにもたびたびお時間をちょうだいしてきたところであります。改めて御礼申し上げたいと思います。

前回の会議におきまして、最終評価の素案、今後のあり方についての素案、それぞれについてご意見を頂戴したところであります。そのご意見を踏まえまして、本日、最終評価、それから今後のあり方、それぞれについて案を出させていただいておりますので、これについてご議論いただければと考えております。

この検討会も、第2期対策の評価、それから次期対策についてのあり方の検討、それぞれ最終的な局面を迎えておりますので、また委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴し、そして取りまとめに向けたご議論が行われることをお願い申し上げまして、私のほうからのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**課長補佐** ありがとうございます。

本日の検討会につきましては公開で行っており、傍聴の方もお見えになってございます。また、資料及び議事録につきましてはすべて公開することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降、佐藤座長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**佐藤座長** 皆さん、おはようございます。

ただいまから第41回中山間地域等総合対策検討会を開催いたします。

本年３月から11回にわたりまして、この制度に関する評価・検証を踏まえまして、現地検討会、それから関係団体からの意見聴取などを行い、本制度の平成22年度以降のあり方について検討を重ねてまいりました。本日の検討会では、最終取りまとめにしたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては円滑な議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会は、全委員がおそろいであることが望ましいのですが、残念ながら浅野委員、市田委員、林委員がご欠席でございます。ご欠席のこれら３人の委員には、後日資料等をお送りして、確認をさせていただきたいと思います。

それでは、まず資料の確認ということで、事務局からお願いいたします。

○**課長補佐** お配りしております資料のクリップを外していただきまして、まず１枚紙で議事次第が入っているかと思います。続きまして、これも１枚紙ですが、委員名簿です。それから、１枚紙ですが、検討会配布資料です。それから、右上に資料１－１と書いてございます、中山間地域等直接支払制度の最終評価（案）。それから、右上に資料１－２、中山間地域等直接支払制度の最終評価－参考資料－。それから、右上に資料２ですけれども、中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（案）。それから、参考といたしまして、中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（素案）。これは見え消し版になってございます。

以上でございます。皆さん、おそろいでしょうか。

では、座長、よろしくお願いいたします。

○**佐藤座長** では早速ですが、議事次第に従いまして会を進めたいと思います。本日は、議事次第にございますように、１番目として、「中山間地域等直接支払制度の最終評価（案）について」、そして２つ目として、「中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（案）について」でございます。この１と２につきまして、紹介がありました資料１及び資料２について説明いただいた後、皆様のご意見をいただきたいと思いますので、まず資料１と２の説明をお願いいたします。

○**中山間整備推進室長** それでは、資料について説明させていただきます。前回の委員のご意見を受けまして修正しておりますので、その修正箇所についてご説明したいと思います。

まず資料１－１をごらんください。資料１－１の11ページのところでございます。こちらの中ほどにございます（２）都道府県最終評価等の集計による現行対策の実績、この下

の 農用地の保全、この後ろに「(直接的効果)」を入れております。

多面的機能の確保についても同様でございます、この後ろに「(直接的効果)」を入れております。

また、1枚めくっていただきまして、集落の活性化、これについては「(間接的効果)」を入れております。

資料1 - 1についての修正は以上でございます。

続きまして、最後にあります参考をござんください。こちらのほうは、今後のあり方につきましていただきましたご意見について修正しております。

まず1ページ、「はじめに」のところをござんください。ここのところは、削除したところについて赤線を引いておりまして、入れたところには赤字で入れております。

それでは、修正箇所について読み上げさせていただきます。

まず第1パラグラフのところでございます。「上流部」と「下流部」のところを抜いております。

中山間地域等の農業・農村は、食料生産の約40%（平成17年度農業総生産額）を担うのみならず、その有する多面的機能によって、都市住民を含む多くの国民の生命・財産を守り、豊かな暮らしを実現する上で大きな役割を果たしている。

続きまして、第2パラグラフでございます。

しかしながら、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等では、過疎化・高齢化等の進行に伴う耕作放棄地の増加等により、農業生産力と多面的機能が低下しつつあり、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

続きまして、第5パラグラフのところでございます。

本制度については、本年5月までに都道府県知事からの評価が報告されており、多くの都道府県からは本制度による耕作放棄地の発生防止や集落の活性化等の効果について評価されているが、その一方で、実施状況を踏まえた活動の取組等に関する各種の課題についても報告されているところである。

ここが「はじめに」についての修正箇所でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2ページのところでございます。ここにつきましての修正箇所でございますが、まず第2パラグラフのところを読み上げさせていただきます。

本制度による交付金の効果等については、

- ・ 各都道府県の最終評価（都道府県に設置する中立的な第三者機関において効果等を検討・評価した上で提出）において、全ての都道府県やほとんどの市町村が制度の効果等を高く評価していること
 - ・ また、都道府県の最終評価の結果に基づいた全国レベルでの実績値においても、全国で66.4万ヘクタールの農用地を対象に適切な農業生産活動が継続されるとともに、各地域において多様な取組が実施され、直接的な効果である「農用地の保全」や「多面的機能の確保」に加え、「集落の活性化」などの間接的な効果についても認められること
- などから、肯定的な評価ができるものとする。

続きまして、下の枠のところでございます。ここにつきましては、データのところをもう少し補充するようということございましたので、それを入れております。ここにつきましても読み上げさせていただきます。

最終評価の効果等の実績値

- 農用地の保全（直接的効果）
 - ・ 約66万haの農用地を対象として、約2万9千の協定が締結され、約64万人の参加者により適切に農業生産活動が継続。
 - ・ 水路約7万3千km、農道約6万7千kmを管理。
- 多面的機能の確保（直接的効果）
 - ・ 周辺林地の下草刈り（約1万9千協定）、小学校等との連携（約1千2百校、参加生徒数約4万2千人） など
- 集落の活性化（間接的効果）
 - ・ 集落での話し合い回数が年間約3回増加、棚田オーナー制度等の取組（年間約17

万の利用者)など

■ 自律的かつ継続的な農業生産活動等の確立に向けた取組

- ・ 機械・農作業の共同化(約7千協定)、新規就農者の確保(約1千協定)、認定農業者の育成(約4千協定)、鳥獣害対策の実施(約1万1千協定)、など

一定の仮定に基づく農用地の減少防止効果等の推計

■ 農用地の減少防止効果

- ・ 本制度を実施することにより、約7.6万haの農用地の減少が防止されたと推計。

■ 耕作放棄地の発生防止効果

- ・ 本制度により減少が防止されたと推計される農用地面積約7.6万haを前提とすれば、約3.3万haの耕作放棄が未然に防止されたと推計。

■ 農振農用地区域への編入効果

- ・ 第1期対策期間(H12～H16年度)～2期対策期間(H17～H20年度)にかけて、全国の農振農用地区域が約8万ha減少する中で、本制度により約1.4万haが編入。

その下のところでございます。

本制度の今後のあり方については、

- ・ 多数の都道府県の最終評価において、本制度の効果を踏まえた制度の継続を要望する意見が提出されたほか、
- ・ 現地検討会においては、調査を行った集落協定及び関係自治体(11集落協定、7市町村)から、本制度が耕作放棄地の発生防止・解消や多面的機能の確保などに効果的であると評価し、制度の継続を求める発言があり、
- ・ 本検討会において意見陳述を行った関係団体(全国町村会、全国農業協同組合中央会、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所)からも、本制度の耕作放棄地の発生防止、農用地の保全、集落機能の強化などの効果を評価し、制度の継続を求める意見が出されている。

続きまして、1枚めくっていただきまして、次の囲みのところでございます。ここは、現地検討会、関係団体による評価について、詳しく入れております。

現地検討会で指摘された評価等

- ・ 本制度による共同取組活動が、耕作放棄地を出さない下支えになっている。
- ・ 本制度の効果として、法人の機械整備による生産能力の向上、畦畔管理による農村景観の維持がある。
- ・ 制度を活用し、農地を守ることにより、国土を守り納税者の理解を得たい。など
関係団体による評価等

- ・ 農地法面、水路、農道等の補修や鳥獣被害対策の取組ができるようになった。
- ・ 交付金の使途を自ら決めることができることから、共同営農のための機械購入や集落営農の立ち上げ、更には担い手への集積のために活用されるなど交付金を地域で工夫して活用している。
- ・ 本制度は、耕作放棄地の発生防止解消や鳥獣被害対策のために非常に評価が高い。

など

続きまして、その下のところでございます。

本検討会としては、自由度の高い交付金という政策手法によって、農用地の保全はもとより、地域に知恵や活力や可能性がもたらされたこと、高齢化が進む中で本制度は耕作放棄地の発生防止等に必要不可欠であること、中山間地域に対する国の直接的なメッセージとなっていること、あるいは、本制度への取組を契機として集落の共同取組活動への参加意識を高める地域の「気づき」を誘発したこと、中山間地域等の景観や文化を守る役割を果たしてきたこと等本制度は多大な意義を有するものと考えている。

以上のような中山間地域等をめぐる厳しい状況や本制度の効果等を踏まえ、また、農業者や地方公共団体、関係団体から寄せられた意見等に鑑み、本制度については、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、平成22年度以降においても継続することが適当である。

続きまして、9ページをごらんください。9ページの最初のパラグラフのところでございます。

本検討会としては、傾斜地は水はけや日当たりが良く、樹園地としての適地性があるな

どの面もあり、平場と傾斜地の樹園地の生産コストや条件不利性について様々な見方があることから、樹園地固有の交付単価を設定することは、平場との条件不利性を補正するという本制度の趣旨には馴染みにくいという現状にあると考える。

続きまして、一番下のパラグラフのところでございます。

現行第２期対策では、集落の自律的かつ継続的な農業生産活動を促進するため、その活動レベルに応じた２段階の単価設定（体制整備単価の導入）を行い、生産性向上や担い手の定着等のより前向きな取組（ステップアップ）を積極的に推進する仕組みを導入したところである。

本検討会としては、このような仕組みが中山間地域等におけるより前向きで継続的な農業生産体制の整備に一定の効果等があったと評価する一方、高齢化の進展を踏まえ、このようなステップアップのみならず、高齢農業者等であっても安心して本制度に取り組めるような仕組みの改善を検討することが重要と考える。

続きまして、11ページのところでございます。

（２）中山間地域等の総合的な振興

中山間地域等の農業に係る多様な課題等に対しては、本制度だけで対応することは到底でき得るものではないことから、様々な制度に基づく振興計画等を踏まえ、また、今後の地域振興制度の展開を見据えながら、地域の自主性を活かしつつ、各種関連施策を統合的に推進することにより、本制度の本来の役割がより適切かつ効果的に発揮されるよう、中山間地域等の総合的な振興を図る必要がある。

以上が修正箇所でございます。以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ただいま資料１及び参考について説明いただきましたが、資料２について、ご議論をお願いしたいと思います。どなたでも結構ですので、ご意見、ご発言をお願いいたします。なお、今説明いただきました修正箇所は、前回のこの委員会で皆様方からいただいた意見

を踏まえて直させていただいております。

○**内藤委員** 内容ではなくて、語句のほうでちょっと。資料2の3ページです。「年間約17万」というので、「人」を入れたほうがよろしいのではないかと。また、前ページでは「参加生徒数約4万2千人」と「人」が入っていますので、ここにも「人」を入れたほうがよろしいのではないかと思います。3ページの上から2行目です。

それと、そのページの下の方の3つ目の「・」の「本検討会において」のところに「本制度の耕作放棄地の発生防止」と書いてありますけれども、「本制度による」としたほうが語句としてはわかりやすいのではないかと思います。「より」か「よる」か、ちょっとはっきりはしないのですけれども、「の」よりも「より」か「よる」のほうが言葉としてはわかりやすいのではないかと私は思いましたけれども、いかがでしょうか。

○**佐藤座長** この「の」はどこにかかるとはですかね。

○**中山間整備推進室長** 「本制度の効果を評価し」というところではないかと思いますが。

○**佐藤座長** そうですね。そうすると、「本制度による効果」でも意味合いは変わらない。わかりました。では、ここは「の」を「による」に直させていただきます。

○**内藤委員** それと次の4ページです。現地検討会で指摘された評価等のところで「畦畔管理」というのと、「農地法面」というのがあります。これは同じことだと思いますので、「畦畔」と「農地法面」というのを一つにしたほうがよろしいのではないかと思います。関係団体による評価等のところに「農地法面」とあります。それから、現地検討会で指摘された評価等のところの2行目の右端のほうに「畦畔管理」というのがあります。

○**佐藤座長** 同じ言葉に統一したほうがいいというご意見ですか。

○**内藤委員** ではないかと思いますが。私たちは「畦畔」というのは余りなじみがないのですが、「畦畔」というのが正式な名称であれば、「農地法面」よりもわかりやすいかなと思います。

○**佐藤座長** なるほど。では、関係団体による評価等のところの最初の「・」の最初の言葉の「農地法面」を「畦畔管理」に直すというご提案ですね。

○**内藤委員** はい。私は読んで、そう思いました。

○**佐藤座長** いかがでしょうか。いろいろ違う言葉を使うということもあるかもしれませんが、揃えるということですか。

○**内藤委員** 違う言葉を使ったのであれば、それなりの理由があるかと思ったのですが、

一般の人が読んでわかりやすいのは、2つではなくて、1つにしたほうがよりわかりやすいのではないかと思いましたので、ちょっと指摘させていただきました。

○**中越専門委員** 山間の地域は「法面」と「畦畔」と両方を使いますね。石垣を積んで棚田をつくるというところと、それから法面を土羽面でつくるという面があって、両方あるのです。

○**内藤委員** その違いは。

○**中越専門委員** 普通の人にはなかなかわからないですね。

○**農村振興局長** あと、ものの違いということと、「法面」は補修ということにどちらかというと重点があって、「畦畔」というのは存在しているものですが、「法面」というのは、それを補修しますという意味合いが含まれるのではないのでしょうか。

○**大楽専門委員** 畦畔を守っているのが法面ということです。

○**内藤委員** 私どもも「法面」と「畦畔」ということで昔議論したのですが、私たちの住宅にも法面があって芝生地があるのですが、「法面」と言ってもなかなか皆さんはおわかりにならない。そういう中で「法面」という言葉が適当かどうかということがやはり議論されたのです。今おっしゃられたように、中山間地ではたしか「畦畔」という言葉が全面的に使われていましたので、「法面」というのは余りなかったような気がしたのです。

○**佐藤座長** 区別はないのだけれども、気分的な感じですかね。

○**中山間地域振興課長** もともとは多分、農家の方が「畦畔」と言われ、団体の方が「農地法面」と言われたというところから来ているので、実態上は、一体どこまでが「畦畔」で、どこからが「農地法面」と呼ぶかという定義的なものは多分ないのかも知れませんね。

○**大楽専門委員** 平場と中山間地の違いですね。平場は「畦畔」でいいと思うのですが、耕地より、耕作地より、中山間地へ行きますと、「法面」のほうが多いのです。

○**佐藤座長** 大きい斜面がありますが、あれが「農地法面」というイメージです。

○**内藤委員** 私は反対に思っていましたものですから。「法面」というのは結構住宅地にもありますので、そういった感じからそう思っていたのですが、この2つの意味が全然違うのですね。

○**佐藤座長** ここは、それぞれの方々が発言した言葉をデータとして載せているということですので、あえて揃えなくてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○内藤委員　そうですか。わかりました。

○佐藤座長　はい。どうもありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。

○内藤委員　それと次の6ページなのですが、このところでも、囲みの中の一番下のところで、「17万人の利用者」、これも「人」を入れたほうがよろしいかと思います。

○佐藤座長　はい、そうですね。その枠の中の最後の「・」ですね。

○内藤委員　はい。

その上のところで、下から4つ目の「・」のところで、「自然生態系の保全の取組」の下で「1万1千協定の実施」となっています。ほかのところはみんな「実績」になっているのです。「実施」と「実績」の違いは、この文を読んだだけではちょっとわかりませんでした。

それと、その2つ上の「国土保全の取組」のところには、「1万9千協定の取組実績」と書いてあります。これも「取組」は要らないのではないかと、文章的にみんな同じであれば、「実績」でよろしいのではないかと思いました。

○佐藤座長　そうですね。特段変える意味はない。「取組」を取っていただくということと、「実施」は「実績」に揃えてもよろしいですね。

○中山間整備推進室長　はい。

○佐藤座長　はい。今のところは、その四角の囲った中の下から5つ目の「・」の「国土保全」云々のところの最後の「取組実績」の中の「取組」を削るということ。それから、下から4つ目の「・」の「自然生態系の保全」云々の最後のところの「1万1千協定の実施」を「実績」に直すということです。

それからもう一つ、一番下の最後の「棚田オーナー」云々のところは、「17万人」という言葉を入れる。

○小田切委員　今の点、ちょっとよろしいですか。

○佐藤座長　はい、どうぞ。

○小田切委員　これを「17万」ではなくて「17万」にしているのは、多分理由があるのではないのでしょうか。例えば、市民農園というのは、これは多分「人」ではなくて「件」であって、違う単位のを合算しているために、わざと「17万」という数字を出しているのではないのでしょうか。

○佐藤座長　データとしてどうですか。全部「人」ですか、このデータは。

- **中山間整備推進室長** 一応、利用者の延べ人数ということで、「人」ということでデータの的には大丈夫ということですので、「人」にさせていただきたいと思います。
- **小田切委員** わかりました。失礼しました。
- **佐藤座長** どうもありがとうございました。
- **内藤委員** それと、7ページです。(1)対象地域・対象農用地等に関する指摘の中で、4行目、「域内に存し傾斜等の基準を満たす1ha以上の一団の農用地としているが」と書いてありますが、その下のところに「飛び地や点在などによってまとまった農用地を確保できない集落や1haの団地要件を外れる地域では、耕作放棄地の発生を招いている状況が見られる」というので、上は「いるが」ではなくて「いるので」としたほうがよろしいのではないかと思います。農用地としているので、要するに1ha以下のものに耕作放棄地が出ているのではと私は思いましたけれども。
- **佐藤座長** その現象の理由を明確にあらわしたほうがいいというので、いかがですか。「いるが」という客観的に書いてあるのを、もう少し原因をあらわすような表現にしたほうがいいということだと思いますけれども。ただ、後半のこういう状況はまさに1ヘクタール以上の一団の農用地が原因となっていると言い切れるかどうかはわからないので、非常に難しいところではありますけれども。決めましょう。どちらがよろしいですか。
- **大楽専門委員** 「ので」でいいのではないか。要するに、1ヘクタールで縛っているために発生してしまうということだから、1ヘクタール以内も認めたらいいということを行っているのでしょうか。
- **佐藤座長** もう少し原因と結果を明確につなげたような表現にしたほうがいいというご提案ですが。
- **中山間地域振興課長** そこは非常に明確な因果関係があるのかというと、はっきりしていないという部分はありますし、あとそれなりの理由があって1ヘクタール以上の団地ということをや要件化させていただいているところもあって、それが原因だからといった書きぶりだけになると、1ヘクタールの要件化そのものがおかしいという論理構成になって、それを外せというところまで行き着きます。ここはそれなりに1ヘクタールの要件があって、事実としてこうですけれども、他方でちょっとそのような課題もあるので、その課題処理という形で少し1ヘクタールの営農要件というところを緩和してはどうかという提言につなげていますので、「が」のほうが実態をよくあらわしているかなという気はしますけれども。

○内藤委員 わかりました。

○佐藤座長 では、現状のままでいいことにします。

○内藤委員 そのページの四角の中で「放棄地」の「地」が抜けていますので。

○佐藤座長 四角の中ですか。

○内藤委員 はい。四角の中の一番下の「・」です。「１期対策から」というところの「耕作放棄地」の「地」が抜けています。

それと、そのページの下から２番目の１行目のところの「耕作放棄地の発生防止」というので、これも「地」が抜けています。

○佐藤座長 下から２番目のパラグラフですね、「耕作放棄地の発生防止」。

○内藤委員 はい。

それと、８ページのところの「本検討会」の真ん中の「本検討会としては」という遡及効果のところの「放棄地」の「地」が抜けています。

○佐藤座長 わかりました。「放棄地の発生防止」。

○内藤委員 それともう一つ、さきに帰りますけれども、７ページの（２）のところです。ちょっと言葉として私が気になるので、よくわからないのですか、「高齢化の進行を背景として、「高齢化等により協定を５年間継続することが困難」との声があることから、５年間の対策期間を弾力的にしてはどうかとの指摘や遡及返還をおそれず協定を締結したいという農家の思いをいかすべきであるとの指摘」もあり、そして「一方、集落協定を５年間継続できない場合の遡及返還措置は、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を上げることからむやみに緩和すべきでないとの指摘もある」という形なのですが、ちょっとこのところの「おそれず」というところと、「５年間継続できない場合の遡及返還」というところの絡みがよくわからないのですが。

○佐藤座長 そうですね。最初のパラグラフの後半はちょっとニュアンスが違いますけれども、前半は、５年間継続というのはきついからやめてちょうだいという意見があったということに対して、後ろは「一方」ということだと思うのですが、そうすると、最初のパラグラフの「あることから、」以降を取ると、若干ニュアンスが変わってしまう。ここはどうしたらいいか。２つの意味が入っていますね、最初のパラグラフには。

○内藤委員 「農家の思いをいかすべきであるとの指摘」もあり、「集落協定をむやみに緩和すべきでないとの指摘」もあるのであれば、その一方は取ってしまっ、何かつなげる言葉はないのでしょうか。

○**佐藤座長** この第2パラグラフのご発言は、指摘があったからということではなく、もともと制度論的にそういう遡及返還措置が必要であるという趣旨でのご発言だと僕は理解しているのですが。

○**内藤委員** それはわかるのですが、「おそれず協定を締結したいという農家」という、そのところが私はよく理解できなかったのですが、これは返還をおそれずに協定を結びたいというところと、5年の遡及返還措置は緩和すべきではないというのと、ちょっと似ているようで似ていない。

○**佐藤座長** ここは、ちょっと文章が複雑なのですけれども、第1パラグラフのご意見は、こういう5年間継続することが困難であるという声に対して、異なる2つの意見がここに入っているのです。「5年間の対策期間を弾力的にしてはどうかとの指摘」と、一方、「返還をおそれず協定を締結したいという農家の思いをいかすべきであるとの指摘」という2つの異なる意見がこの中に入っているのです。

○**内藤委員** それで、ここのところの指摘は、「一方」というのはここのほうに入れて「遡及返還をおそれず」としたほうがよろしいのではないかと思います。

○**佐藤座長** 「一方」のつながりですね。なるほど。

○**内藤委員** この集落協定を5年間継続するということは、またちょっと違ったところでこれは必要かとも思いますけれども、ここのところに何か入れる言葉があればということです。

○**中山間地域振興課長** 最初のパラグラフのところで書かせていただいたのは、ちょっと言葉がよろしくないのかもしれませんが、5年間の対策期間を弾力的にしてほしいということは、要するに遡及返還を5年間求めないようにしてくれということ、「遡及返還をおそれず協定を締結したいという農家の思いをいかす」というのは、同じように、5年間の遡及返還を弾力的にしるということなので、言葉をかえて表現させていただいているだけです。そういう指摘が違う言い方であったものですから、その2つの言葉をちょっと並べさせていただいているのですが、意味としては同じで、5年間、要するに途中でやめたら5年間分返せというのはちょっときつ過ぎる、それを3年だったらもうそれでよしとか、2年でもよしまいたいな形で弾力的に何か条件をつけて扱えないかという意見がありましたということをちょっと載せさせていただいているので、ここは同じ意味のものを表現させているつもりなのですが。

○**農村振興局長** 同じというと、ちょっと言い過ぎですけども、5年間というのが前

段で、下のほうは必ずしも期間だけじゃなくて、返還をする際の要件というか、どういう場合に返還をしなければいけないかというのが決められているのは厳し過ぎるのではないかという意見を踏まえて、そういう指摘があると。ただ、それはあくまで上にあるような「５年間継続することが困難」という同じ思いから発しているのも、一文にしているということなのだと思うのです。それを受けてあったご意見として、一つは、５年間というのはむやみに緩和すべきでない。それから、「また」以下の遡及返還の要件については、こういう指摘が寄せられている。先ほどの５年という期間とは別に、どういう場合には遡及返還を求めるか求めないかということについては、こういう意見が寄せられている。こんな文章の構成になっていると。

○**内藤委員**　そうですか。ちょっとわからなかったのですけれども。

○**佐藤座長**　最後のところがちょっとわかりにくい表現ですけれども。どうぞ、お願いします。

○**村田委員**　この第１パラグラフの表現をこうしたらいいのではないですか。「高齢化の進行を背景として、「高齢化等により協定を５年間継続することが困難」との声があることや、遡及返還をおそれず協定を締結したいという農家の思いをいかすべきであるとの指摘があることから、５年間の対策期間を弾力的にしてはどうかとの指摘がある」と。

○**佐藤座長**　入れかえるわけですね。

○**村田委員**　間に挿入するわけです。つまり、この２つとも５年間という縛りがきついということを言っているわけであって、それで「一方」、５年という縛りは柔軟だというのが次のパラグラフであるわけです。この「一方」という言葉は、非常に重要で、必要です。けれども、原文のままだと、確かに内藤さんの言うような疑問もちょっと出ると思うので、文章の位置を変えたらいかがですか。

○**佐藤座長**　というご意見ですが、そのように直すということではいかがでしょうか。文意を変えるわけではないのですが、前半のところは「高齢化等により協定を５年間継続することが困難」との声があることや、遡及返還をおそれず協定を締結したいという農家の思いをいかすべきであるとの指摘から」

○**村田委員**　「指摘があることから」ですけれども、「指摘」「指摘」と言葉が重なってしまうので、むしろ「声」なんではないかな、ここは。

○**内藤委員**　「意見」とか。

○**村田委員**　ええ、「意見」とかですね。「意見があることから」。

○佐藤座長 「5年間の対策期間を弾力的にしてはどうかとの指摘がある」というご提案ですけれども、文意は変わっていないですね。

○中山間地域振興課長 はい、変わっていません。

○佐藤座長 よろしいですか。

では、そのように直させていただきます。よろしいですね、事務局。

○中山間地域振興課長 はい、大丈夫です。

○佐藤座長 お任せいたします。

○中山間地域振興課長 「声」と「意見」と分けるかとか、「声」のほうがいいのかということについては。

○佐藤座長 その辺はお任せいたします。

ほかによろしいでしょうか。どうぞ、お願いします。

○大案専門委員 どのように直ったのですか。

○中山間地域振興課長 もう一度読み上げます。「高齢化の進行を背景として、「高齢化等により協定を5年間継続することが困難」との声があることや、遡及返還をおそれず協定を締結したいという農家の思いをいかすべきであるとの声があることから、5年間の対策期間を弾力的にしてはどうかとの指摘がある」ということです。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、お願いします。

○中越専門委員 私は、これでいいのではないかという意見です。本制度を目的に沿って実施してきた中山間地域の市町村にとっては、今回のこの最終評価と、検証のあり方を踏まえた検討というのは、我々の意見がよく出されていて、よいまとめにもなっていると思っていますので、これがぜひ続けてできるようにしていただきたいという思いです。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。この報告の内容全体についてのサポートのご意見でした。

内藤委員には逐一読んでいただきまして、ありがとうございます。ほかにまだありましたら、よろしくお願いします。はい。

○内藤委員 もうちょっとありまして、8ページの四角の一番下のところで、協定農用地を後継者住宅というのはいいのですけれども、「非農家住宅などに転用する場合」と書いてあります。もう一つのほうを見ると「非農家」とは書いていなかったのですけれども、「非農家」というのはどんな方の住宅なのかということと、あと一つ、「担い手」と「後

継者」という言葉なのです。2つ出てきていますので、この使い分けがどうなっているのかということをお伺いしたいのです。

○佐藤座長 なかなか難しい質問です。「非農家」というのはまた普通に使うものですが、ここの文章について何か具体的に説明はありますか。

これもいろいろな都道府県の中から内容を抜き出しているのですが、「後継者（分家）」と「担い手」の違いは何なのかということで、これをわかるように説明いただけないでしょうか。

○中山間整備推進室長 都道府県から出てきたものですので、向こうの真意はちょっと分かりませんが、恐らく「非農家」については、自分のお子さんが、とりあえず農業を継ぐかわかりませんが、家に帰ってきたいということで、それで同居するのではなく、近くに別に家をつくりたいということではないかと。

○内藤委員 そうすると、別に農家を継ぐかどうかはわからない。「後継者」というのは継ぐということですね、「分家」ですから。

○中山間整備推進室長 そうです、はい。

○内藤委員 「非農家」というのは、それはわからないけれども、要するに家族の一員がそういった形で住宅用にするとということのわけですか。

○中山間整備推進室長 はい。

○中山間地域振興課長 多分Ｉターンとかリターンで戻ってこられる方のおうちも必要ではないか、要するに地域の人口がふえるということのも非常に重要だといったご意見ではないかと想像します。

あと、「後継者」「担い手」という言葉もいろいろな定義で使われるのですが、我々が定義で使う場合は、「担い手」の要件というのがあって、一定以上の営農をやられている方は「担い手」と呼んでいますので、必ずしも「後継者」がイコール「担い手」になり得るというところではないのですが、後継で入ってきた方が「担い手」にも育っていったいただくという思いもあって、「担い手の確保」という言葉を多分都道府県も使っているのだと思います。

○内藤委員 一応、農水省としては、「担い手」と「後継者」という区分はあるということですね。使い分けはしているということですね。

○佐藤座長 はい。

○内藤委員 わかりました。2つありましたので、ちょっとどういう意味かなとわから

なかったものですから。ありがとうございました。

私は、ちょっと読んで気になったところだけ申し上げましたので、この案としては別に異議はございません。

○佐藤座長　ありがとうございます。いや、ちゃんと正しく直していただいて、ありがとうございました。

○玉冲委員　全体に案としては、事前にいただいたものから異議はないのですけれども、私もちょっと迷いながらの1点提案なのですが、こんな成果も出ていますという話です。

冒頭の1の政策手法の意義や今日的位置づけにかかわるところだと思うのですが、農業と観光業を業種として分けて考えるとするならば、農村の景観は観光業を活発化といいですか、観光業に対して効果的に刺激を与えているのです。きれいな農村景観、それを見に観光客が訪れる。それは、必ずしも体験農園や農業体験に来ている観光客ではない方がそこに訪れていて、観光業の観点から見ると非常に効果を上げています。例えば、4ページの前段の囲みの真ん中、現地検討会で指摘された評価等のところの2番目の「・」の終わりに、「畦畔管理による農村景観の維持がある」というくだりなのですが、これは現地検討会で実際に出たかどうかちょっと今は厳密に定かではないので、この文書に書き足すかどうかは迷うところなのですが、「農村景観の維持が観光業にも刺激を与えている」とか、「観光業も支えている」とか、「相乗効果も出ている」とか、そういった成果を上げているということがここで書けないのかなとか、6ページの囲みの最後のところに「棚田オーナー制度、市民農園、体験民宿」という、農業という生業の中での成果が書かれているのですが、この直接支払制度の件で、農業が観光業にも効果を与えているということがどこかに盛り込めないのかなということ、本日説明をお聞きして改めて感じました。無理に書きましょうということではないのですが、あくまで提案として、可能であればどこかに盛り込めないでしょうか。

○佐藤座長　どうもありがとうございました。

それは、現地調査とかのデータとしては、恐らく観光業というのは出ていなかったのではないかと、景観とつなげてはいないのですが。

○玉冲委員　厳密に言葉を使っていなかっただけではないかと思います。

○佐藤座長　委員のご発言として入れてほしいとおっしゃるならば、それは入れるということはやぶさかではありません。例えば、前回の大楽委員のご発言で、4ページの下から2つ目のパラグラフで、中山間地域等の景観や文化を守る役割は入っていないので入れ

てほしいというご発言があったので、ここに入れましたが、ぜひ観光業にかかわる文言をここに入れてほしいというご発言があるならば、我々が検討してここに入れるということはできます。

○**玉沖委員** そうですね。ここに「観光業への相乗効果も与えている」といった表記を入れていただければと思います。

一々行った先でのきれいな景観、皆さんが記念撮影をするようなところで、これは直接支払制度の該当地域ですかとは今まで聞いてこなかったのですが、改めてお聞きしてみると、きれいに整備されているなという景観のところや棚田の整備されているところはほとんどが該当する地域で、わざわざそこに観光客が訪問して訪れているなどということも考えると、これは成果として、ぜひ特筆すべき現象ではないかなということを感じております。

○**佐藤座長** そうしたら、具体的にも言っていただくとありがたいのですが。例えば、先ほどの「中山間地域等の景観や文化を守る役割」、その後ぐらいですね、恐らく。

○**玉沖委員** そうですね。「役割」、文章がちょっと長くなってしまうのですが、例えば「役割、観光業への相乗効果を果たしてきたこと等に」と続けるのですかね。それで全文を読むと、長過ぎるかどうか。

○**佐藤座長** 「業」がいいですか。「観光業」まで入れますか。

○**農村振興局長** 「業」というと、ちょっとあれかなというのはありますね。

○**玉沖委員** いえ、そこへのこだわりはありません。「観光」だけでも構いません。

○**農村振興局長** 「景観や文化を守る役割を果たし、それに魅力を感じる都市住民の訪問」というか、あるいは「都市との交流」とかという言い方もしているのですけれども。

○**玉沖委員** 「守る役割」、「観光客拡大」、「観光」……。ちょっとお時間をください。

○**佐藤座長** ちょっと考えてください。時間は差し上げますので。

はい、どうぞ。

○**大楽専門委員** 今、委員が発言された、そんな内容で私の村は取り組んでいるのです。農地は耕される、耕作されることによって景観が保たれる、美しさがある。ですから、それはとても大事なことだと思います。

○**佐藤座長** 今考えているほかのご意見がもしあれば、どうぞ。何かありますか。先ほどのところに、「中山間地等の景観や文化を守る役割や、観光資源を提供する役割を果たしている」と、どうですか。

○**玉沖委員** いいと思います。もしくはコンパクトに、「役割や観光誘客に」、おかしくなりますか。

○**農村政策部長** ちょっと事務方の案として読み上げさせていただきますが、「中山間地域等の景観や文化を守る役割や観光資源を提供する役割を果たしてきたこと等」でつながっていきますが。

○**玉沖委員** はい、よろしいかと思いますが、村長、いかがですか。

○**大衆専門委員** そうですね。都会の人がこうやって整然と耕されている農業を見て、これはきれいだなと。放棄地を見て、だれも心は癒されませんよね。その苦勞が皆さんわかりましたよね、棚田を見て。そういったことを言っているのです。それを言葉にどうやってあらわすか。

○**玉沖委員** はい。明らかに、そこに観光客が目的地として来ている事実がありますので。

○**農村政策部長** 「観光資源」という言葉がいいかどうかというご議論はあるかもしれませんが、気持ちとしては、今、委員のお話があったことを踏まえて、観光という立場からも利用していただけるような地域資源であるという意味合いで表現してみましたけれども、一つの案でございます。

○**内藤委員** あと、参加するという、都会の人たちが農作業を体験するという部分も。

○**農村政策部長** 含まれると思います。

○**玉沖委員** それは6ページに入っているので、よろしいかと思いますが。

○**佐藤座長** それでは、今事務局から提案のものをもう一度復唱いたしますと、4ページの下から2番目のパラグラフの最後から2行目の文章、3行目から始まりますが、「中山間地域等の景観や文化を守る役割や観光資源を提供する役割を果たしてきたこと等」とここを修文させていただきます。よろしいですか。

○**玉沖委員** はい、お願いいたします。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。大分まだ時間の余裕がございますが、もしなければ、今までこれ以外に言い忘れたことや抜けていたこと、今思いついて入れるべきであるというご発言があれば、いただきたいと思います。資料1のほうは、特段ご意見はないですね、先ほどの修正意見はご説明いただきましたが。

○**村田委員** この資料2にある「制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり

方」というこの文章ですが、この文章を今回取りまとめるということは大変評価したいと思います。この検討会の役割としては、基本的にはその効果の検証と課題の整理にとどまっているのだと理解しているのですが、半歩か一步か踏み込んで、3期対策を視野に入れて今後のあり方をこの検討会が示すというのは、本来与えられた役割を超えているかもしれませんが、こういうことを政策当局への一つの提言として取りまとめたということは大変意義のあることと思います。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

この委員会は、役割はないとは明確に言っていなくて、この報告書を2つに分けたということの背景として、要領に定めるところで、評価はこの第三者委員会の意見を踏まえて農林水産省がやり、第三者委員会はこの制度のあり方等についても検討するという事になっております。第1期のときの政策効果の評価のための委員会としての役割よりも少し性格が変わっておりまして、そここのところは、かつてこの委員会で僕が若干今の村田委員のような認識に近いご発言をして誤ってしまったのですが、次回のときにそれを少し修正して、そうではないですということを申し上げたのです。ですから、そういうことでこの委員会は逸脱しているわけではなく、委員会の役割としてこれを出すということでございます。

○**中山間地域振興課長** ただ、あくまでも検討会で、中山間地域等総合対策検討会という会議のタイトルから考えれば、ある程度の提言をいただくというのは、あり得るべきことの範囲の中に入るのかなと私たちは思いますけれども。

○**農村政策部長** 要領の文言で言えば、意見ということになっていますね。我々として、意見の聴取等を行うということになっております。

○**村田委員** 私の認識が誤っていたとすれば、訂正させていただきます。

○**佐藤座長** いや、私も最初は間違っておりましたので、この会でも若干混乱させてしまったくらいが無きにしもあらずと思い先般修正をさせていただいた次第です。

○**守友委員** ということ踏まえて、少し広げていいということですが、全体的に問題はないのですけれども、少し感想を述べさせていただきます。

まず、これは農水省と私たちの検討会でまとめたということでございますが、各県から出されている本制度の成果や課題、これを大変包括的によく整理して書き込んでいただいたというのが第1の感想であります。

それから、2つ目は、検討会でいろいろな意見が出ておりまして、多少バッティングす

るような意見もありましたけれども、そういったところもきちんと整理していただいて、国民に対してかなりわかりやすい説明になっているというのが、私の感想であります。

その上で私個人といたしましては、この「今後のあり方」に3点ほど入ったことを大変うれしく思っております。それは、1つは、協定参加者が協力して農地を守り、地域を元気にしていく、その道をどのように考えていくのかというところで、新しい方向性を追求していく中で、自分の進路とか地域の進路のあり方に気づいていったという、このあたりの表現を入れていただいたということ、これが1点目で、これは非常に重要だと思っております。

2点目は、この制度の自由度が非常に高いということを再度確認しまして、高齢化しつつも頑張ろうとしている方々が安心してこの制度に取り組めるように、さらに改善、検討していこうという提起をしている点、これが2点目として大変良いのではないかと考えております。

それから3番目に、とはいえ高齢化が進む中でどうするのかということで、サポート・コーディネート体制を検討する必要があるという提起をしました。この3点は今後に向けて新しい芽を出したのではないかと感じております。

そういったところで、この報告を出すのはこの検討会の名前になっておりますから、農水省だけではなくて、私たち検討会の委員も責任があります。ですから、協定参加者の方々が自主的に考え、地域と自分たちの進路を自ら選択していくという方向性を打ち出しているのだというところを、特に都市住民の方に、農水省だけではなくて私たちも機会あるごとに訴えていかなければならないのではないかと、かような感想を抱いたわけでございます。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

まだ時間はありますし、本日は最後の委員会ですので、それぞれ、もしそういったご感想等々がありましたら、一人ずつ述べていただこうと思います。どうぞ、小田切委員からお願いいたします。

○小田切委員 了解いたしました。私も、感想と今後ご検討いただきたいことお話をさせていただきます。

1つはこの報告の評価なのですが、今、守友先生がおっしゃったとおりだろうと思います。あえて繰り返し申し上げれば、いわば高齢者安心参加方式と申しまししょうか、高齢化

が本格的に進む、とりわけ今後いわゆる昭和一ケタ世代の完全リタイアが本格的に進む状況の中で、高齢者が安心して参加できるような仕組みをつくり上げるというのは大変重要な点だと思います。どういう仕組みになるのか、その詳細はこの中からはまだ浮かび上がっていませんが、そういうものが必要だということを提起したことは間違いなく重要な論点でありまして、その意味で、第3期対策から場合によっては第4期対策までも見通した、そんな方向性が出てきているのかなと思っております。

その上で、今後いわばご検討いただきたい点を2つほど申し上げさせていただきたいと思います。

1つは、あらゆる地域振興政策はすべからくそうだと思っておりますが、私は攻めの要素と守りの要素、この2つの要素のバランスをとることが大変重要だろうと思っております。別の言葉で言うと、攻めの要素については自立促進、守りの要素については格差是正という方向です。そして、まさにこの中山間直接支払制度は、この2つの要素をパッケージングしているというものだろうと思います。個人支払いについては格差是正、集落協定プール分については自立促進という要素を持っているのだろうと思います。

ただ、今後さらに攻めの要素を強めていく必要がある。例えば、集落協定締結地域に対して、今後の集落をどうするのかという、その部分については当然直接支払いの仕組みだけでは議論できない、あるいはこの仕組みの中では内包できない部分があるわけですから、そういう点では、今後の集落はどうあるべきかということを考えた施策が必要で、あるいはその施策とこの直接支払いがどのようにつなぐべきかといった検討がこの一段先に必要だろうと思っております。その点で言えば、田野井課長のもとで検討した「農村振興政策推進の基本方向」は2年前にできておりますが、これが農村振興全般のいわば基本方向を定めたものだとするれば、中山間地域政策の基本方向を改めてこの段階で、つまりこの3期対策を入り口にして定めるような必要があるのではないかと思います。

それから、2点目は少し実践的なことなのですが、実はこの第3期対策に入る入り口というのは、私は大きなチャンスだと思っています。と申しますのは、例えば協定の範囲を変えたりとか、集落プールの割合を変えたりとか、あるいは活動内容を見直したりするの、期間中にするというのはなかなか難しいものです。とりわけ集落プールの割合を変えらるという部分は、例えば翌年度からその割合を5割を7割に上げるということは、利害関係が絡みますから、なかなかできることではありません。そういう点では、いわば協定をリセットするチャンス、これは5年に1回なのだろうと思います。そういう意味で、この

チャンスを利用しない手はない。その点でぜひお願いしたいのは、私は、第3期対策ゼロ年度対策と言っていますが、今年度はむしろ第3期対策のゼロ年度、1年目ではなく、その前の年の準備期間として、例えば広域協定に向けてその議論をするとか、あるいは集落プール率をふやすとか、そういった議論を年度内に早々にする必要があるのだらうと思います。繰り返しになりますが、これは5年に1回のチャンスですから、これを精いっぱい利用するようなゼロ年度対策の呼びかけを農水省として、各県あるいは各市町村にぜひ強く訴えていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

では、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 感想めいたことを2点だけ言わせていただきます。

1つは、前回少しお話ししたところなのですが、今回の中山間地域対策の内容そのものは、非常によく書き込んでいただきまして、非常によかったと考えております。ただ、これも前回お話ししたことですけれども、5年たち、10年たちということになると、農業政策全体の姿もよくわかりませんが、今のこの形での中山間地域対策というのをずっと続けられるかどうかということについて、私は非常に疑問というか、危ういと思っています。今回こういうことに参加させていただいて、現地調査などでいろいろな方の思いとかを聞くと、非常に必要な政策だなと思うのですけれども、5年、10年先を考えると、ちょっと心配だと。それは、一つこの対策の論拠になっている地形不利の補正という形。これも10年以上前の考え方でスタートしたものであって、それが既に10年以上続いていると。だから、この考え方以外に、中山間地域をいかに振興させていくかということを概念的に整理して、俗な言い方で言えば、ちょっとウイングを広げた感じで中山間地域の今後というのを考えていかないと、不利補正という形だけでは「何年やっているのか」という形でどんどん厳しくなっていくので、この5年間というのはそういうことも含めて、ほかの対策等も含めて、概念というか、目的というか、根拠というか、そのあたりの整理が必要な時期なのではないかと思いました。

もう1点は、これはもう特に言わないでおこうと思ったのですけれども、一応インターネット時代になって、関係者だけが見るものではなくなったので、用語の使い方ですけれども、「かんがみ」とか「踏まえ」とかという、いわゆる霞ヶ関文学的なものはできるだけ避けて、特に農水省の名前で出さないものは、もうちょっとわかりやすいものにしては

いかがでしょうか。いろいろなご事情があるのはわかるけれども、そのあたり、進めていかれたらどうかということを感じに思いました。

以上です。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

では、玉沖委員、お願いいたします。

○玉沖委員 私も、今期の議論から初めてこの会議に参加させていただきまして、ふだん中山間や山間部も含めて、地域に入っていることが多いのですが、改めてこの直接支払制度のことを知るにつけ、いろいろな地域でこの効果が非常にあらわれているということを知りまして、とてもいい勉強をさせていただきました。私も2点、感想を申し上げます。

1点目は、この議論の回を重ねていく中で、高齢化の問題や遡及の問題の議論が回を重ねるごとに具体化されていったことが、非常に大きな一歩だったのではないかなと感じました。

2点目なのですが、今回、観光界の人間として参加させていただいておりますので、観光の話を少しさせていただきますと、私どもじゃらんリサーチセンターでは、毎年この時期、観光の大きな調査を発表させていただいております。観光の宿泊目的は、今まで「メシ」「フロ」「ハコ」というこの3大要因、「メシ」はおいしいものを食べにいく、「フロ」は温泉を楽しみにいく、「ハコ」は宿泊施設を楽しみにいく、ということが今までトップスリーだったのですが、昨年度くらいから「名所旧跡を訪ねる」という目的が僅差で3位か4位か入れ違っていたのですが、今年度の結果を見ると、もう数%アップで3位に「名所旧跡を訪ねる」というものが上がってまいりました。これは、60歳以上の観光客の延べ人数がふえたことによってそこがランクインしてきたという背景があるのですが、そうすると、先ほどの農村景観などが多分、名所の中に加わってきて、なお観光業にも刺激を与えていく背景の一つに今回の支払制度がなっていってくれるのではないかと、いうことを改めて感じました。なので、農業全般を広くとらえると、いろいろな産業と産業間連携を果たしてくれる役割がありますので、その中でこの直接支払制度の担うところが改めて大きいことを教えていただいた会議でもございました。ありがとうございました。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

では、内藤委員。

○**内藤委員** 私は消費者団体の代表と申しまして、個々の消費者団体によって考え方が違いまして、特に私どもの消費者団体の立場としてお話をしてまいりましたけれども、要するに、私どもは受ける側、いただく側としてずっと消費の側でやってまいりまして、今回何カ所か見学という形で現地調査もいたしました。ある程度は知ってはいたのですが、その状況というのは、高齢化が進んでいるということ、それとこの支払制度が福祉の部分にもかかわっているということが非常によくわかりました。これがなかったときに農村がどんなふうになっていくか、それが目に見えるような感じがいたしましたので、ぜひこの制度はそのためにも必要ですし、あとはそういったところに、先ほど担い手と後継者という話が出ましたけれども、それを支える人たちが入っていかなければいけないのかなということを感じております。

先ほど玉沖さんのほうから観光の話が出たのですが、私もよくそういう観光へ行くのですが、お土産があるものばかりです。それが無いものには行かないのです。実は先日、飯山のところにおそばの種をまいて、何回かで収穫をして自分たちで食べようというのがありました。飯山というのは非常に足の便が悪いところでして、私も電車では行けませんけれども、バスで行くというので、これ幸いと申し込んだのです。そうしたら、申し込み者がいないと成立しませんということで、申し込みのときから多分だめだろうと言っていましたら、そのとおりで成立しませんから、申しわけないですけどもというお電話をいただきました。ところが、向こうへ行って何かとったりなどして、そういうお土産がつくところへは消費者も行くのですが、自分たちで体験といっても、楽しみに田植えをするのはいいけれども、もうちょっとその先になると、田植えをすると、後で何回かでお米をもらったりなどするのですが、それ一回限りのものはなかなか行かないのです。ですから、先ほどのこちらの自由度が高いという制度のよさというのがありますので、それを使って手伝ってもらおうというのではなくて、参加してもらおう形で、消費者もそういうところに行くような形にできればいいのではないかなと私たちは常々思っておりまして、私たちの団体も、森林のボランティアとかはしておりましたけれども、高齢化してまいりまして、なかなか行けないような状態です。ではどうするかということで、皆さんにそういう状態をお知らせして、なるべくたくさんの方にそういうことに興味を持ってもらえる、そういうことが消費者団体としての役割かなと考えております。

いろいろと勉強させていただきまして、本当にありがとうございました。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

では、村田委員、お願いいたします。

○**村田委員** 感想を言わせていただきます。この検討会が今後のあり方について踏み込んだ提言をとりまとめたことを大変うれしく思います。特に今回のあり方の中に、高齢農業者であっても安心してこの制度に取り組める仕組みに改善すべきだといったことを打ち出したことは、大変高く評価したいと思います。第3期対策が少し農山村に優しい制度になるという予感がいたします。そういう意味では、1期対策から2期対策に移行したときとちょっと違う意義があるのではないかと。2期対策から3期対策への移行では、これまでのベクトルとは違って、優しさが前面に出る制度になるのではないかとという予感がして、うれしく思います。

それから、もう一つの感想なのですが、中山間地域は国土の65%、農業の4割を占めていて食料生産にも重要なのですが、この「はじめに」のところに書いてあるように、日本という国のアイデンティティーないしは日本文化を支えている地域でもあるわけです。この地域を守らなければいけないということから、いろいろな中山間地域で起きている問題をすべてこの中山間地域直接支払制度に押しつけるというか、盛り込まざるを得なくなるというか、そういう傾向にある。ですから、制度に多少無理なところが出てくるだろうと思います。それで、例えば樹園地対策をどうするか、それからいわゆる限界集落をどうするかということについても、何でもかんでも中山間直払いに入れ込みたい気になるのですが、制度としてオーバーフローすることになるのだろうと思います。日本のアイデンティティーないしは日本の文化を守るということで、中山間地域を何とかしないとイケない。しかし、それをこの中山間直払いだけではカバーし切れない。それこそ矩を踰える話ですが、日本の中山間地域をどう守るのか、維持するのかという大きな政策が必要なだろうなと思います。それは先ほど小田切先生がおっしゃった話と重なることなのですが、農水省は幾つもの政策も打ち出していますけれども、改めて基本に返った中山間地域対策が必要なのではないかなという気が致します。

以上です。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

では、守友委員、お願いします。

○**守友委員** 先ほども言いましたけれども、こういう制度をつくって、いろいろな形で参加の場ができてきているということが非常に重要ではないかと思います。そういう中で、先ほど話しました自由度、こんなことができるのだということを多くの人がわかってきて

いるというのが一番目に大事なことでないかと思っております。

それから、協定参加者はむろんのことですけれども、それを理解し支える、先ほどの観光の面もありましたけれども、そのように支える人たちがこういう事態を認識して、一人一人発展していくとか、伸びていくとか、こういったことがこの制度があるからわかるようになったということは非常に大事ではないかと思っています。そういった点で、我々は検討会のメンバーですけれども、ここをどのように国民に広く訴えていくのかという正念場に入ったのかなという感じがしております。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、大楽委員。

○大楽専門委員 まず、私はこういった中山間地の検討会の委員のメンバーに専門委員として入れてもらったことに感謝をしたいと思います。皆さんは第3期対策に入るか入らないかの検討委員であったわけなのですが、私は、入る、入らないより、当然これは中山間地にはなくてはならない支払制度だということで認識しているものですから、あるべきという意見しか出せなかったものですから、大変恐縮しております。そして、大変ありがとうございます。

ただ、今度の3期対策に入るか入らないかでは、高齢者が安心して農業に取り組んでいけるように、3期対策にも入れるような委員の皆様方の思いやりが見られて、心強く思っております。そしてまた、平場でも、今、日本の農業は大変厳しいです。中山間地の農業でも、決して支払制度を受けなくても、今から20年ほど前はしっかりとやっていたわけです。これが、国の少しの手加減でもってこういった直接支払制度を受けなくてはならないような現実が、とても寂しいような気がします。どうぞ、中山間地には中山間地のすばらしさがあるわけですし、農業もあるわけです。そういった農業ができるような環境づくりをぜひ、この支払制度に限らずに、日本農業の育成を先生方にもお願いしたいと思います。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、最後になりましたが、中越委員。

○中越専門委員 私も、この委員会に参加させていただいて、それぞれ皆さん方異業種の方々が参加して、制度の検証と将来につながることを考えていただいて、いろいろな意見をちょうだいしました。本当にありがとうございました。先ほど、よくできていると申

し上げましたけれども、山間地域にいる私らが考えてみると、耕作放棄地が我々の町でも減っておりまして、そういうことから考えると、この制度は国土保全という大きな役割を果たしているということが考えられます。そして、農地の持っている機能を生かすことによって先ほどの文化的な景観や観光や多くの方々の交流の場としての役割ということも果たしているということ。一方では、私の町に高知県で初めて農家民宿ができたのですけれども、農家民宿や集落の活性化が図られることによって、皆さんの共同で物事を行うということがしっかりと出てきている。一方では、高齢者の対策ということがよく出てきましたけれども、山間地域の我々の町にとってみると、その高齢者の対策が健康づくりであったり、生きがい対策の一つであったりという大きな役割を果たしているということです。ということを見ると、これは非常に大切なことで、将来にわたって維持もしていただきたいし、それぞれの思いをしっかりとぶつけて、国土保全という観点から、この農政をしっかりと考えていくという方向に導いていただきたいという思いがしています。

また、制度の成果としては、認定農業者もうちの場合はふえてきていますので、そういう意味ではこの直接支払制度の効果による農地の有効な活用というか、活かし方ということができているということが、山間地域では押しなべて多いと思います。今後においても、私は、集落協定がある程度まとまった協定をすることによって皆さん方が共同で取り組むことで、総体的なまとめ、人々の支え合い、農用地の支え合いもできていくような方向に向かっていくのではないかという思いがしています。

本当にありがとうございました。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

これまで11回、この委員会で検討を重ねてきました当委員会としての取りまとめである、「中山間地等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（案）」について、先ほどいろいろなご修正の意見をいただきましたが、それを修正したものとして、この委員会として、最終案として認めると決定させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局においては、この取りまとめのものを、公表に向けての事務的手続を経た後に、速やかに公表していただくようお願いいたします。

それからまた、公表の前には、委員の皆様方に最終取りまとめをお送りさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局よりさらに連絡事項、説明等ございましたらお願いします。

○**課長補佐** ただいま座長からありましたとおり、本日いただいた修正を行った上で再度お送りいたしますので、ご確認させていただいた上で、「案」を取ったものを公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

最後になりますが、吉村農村振興局長のごあいさつと思ったのですが、ちょっと所用ができてしまったので、三浦農村政策部長からごあいさつをお願いいたします。

○**農村政策部長** 局長が急な会議で席を外しまして、申しわけございません。かわりまして私からごあいさつを申し上げます。

今年3月から、中山間地域等直接支払制度の検証評価、それからそれを踏まえた今後のあり方につきまして、委員の皆様方にはご検討をお願いしてまいったところでございます。この間大変忙しい日程であったにもかかわらず、3回にわたります現地調査も含めまして、11回にわたり精力的にご検討いただきまして、本日、本検討会の取りまとめをいただいたわけでございます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

今回をもちまして本制度の検討というのは終了することになりますけれども、私どもといたしましては、本検討会でいただきましたご意見を踏まえまして、当面は8月末の概算要求に向けて、またそれにとどまらず、今後、ご意見にもございましたように、中山間地域振興のための対策の幅広い検討に向けまして、今回のご意見を踏まえて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、委員の皆様のこれまでのご協力に厚く御礼申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

3月から11回、大変皆さんお忙しい中をこの検討会にご参集いただき、大変いいご意見をいただきまして、無事まとめることができました。非常にふつつかな座長でございましたけれども、皆様のおかげでいいものができたと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、私の座長としての役割はこれで終わります。

○**課長補佐** どうもありがとうございました。

本日の議事録の公開につきましても、各委員の皆様のご承認をいただく必要がございますので、ご発言の内容等につきましては改めて確認のご連絡を差し上げますので、よろし

くお願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。